

各位

大和アセットマネジメント株式会社

## 上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名（銘柄コード）

- iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）（2840）
- iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジあり）（2841）

#### 2. 変更内容および変更理由

上記ETFおよび上記ETFが投資対象とするマザーファンドについて、運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。

なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
2840	iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）	NASDAQ100指数（円ベース）	NASDAQ100指数（配当込み、円ベース）
2841	iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジあり）	NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）	NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）
-	NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド	NASDAQ100指数（円ベース）	NASDAQ100指数（配当込み、円ベース）
-	NASDAQ100指数（為替ヘッジあり）マザーファンド	NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）	NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）

#### 3. 日程

2023年12月1日まで 金融庁へ届出  
2023年12月2日 変更日

#### 4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数 (配当込み、円ベース)</u>の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数 (配当込み、円ベース)</u>の変動率に一致させることをめざします。</p> <p>※ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年1月27日のNASDAQ100指数の終値 (米ドル建) を2022年1月28日の為替レートで円換算した値の100分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>NASDAQ100指数 (配当込み、円ベース)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) の商標 (これに類する商標を含みます。) の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数 (円ベース)</u>の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数 (円ベース)</u>の変動率に一致させることをめざします。</p> <p>※ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年1月27日のNASDAQ100指数 (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) の終値 (米ドル建) を2022年1月28日の為替レートで円換算した値の100分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>対象株価指数</u>の商標 (これに類する商標を含みます。) の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）</u>の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）</u>の変動率に一致させることをめざします。</p> <p>※ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年1月27日のNASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）の終値の10倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② （略）</p> <p>（信託事務の諸費用および監査報酬） 第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）</u>（以下「対象株価指数」といいます。）の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② （略）</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）</u>の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）</u>の変動率に一致させることをめざします。</p> <p>※ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年1月27日のNASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）（以下「対象株価指数」といいます。）の終値の10倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② （略）</p> <p>（信託事務の諸費用および監査報酬） 第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>対象株価指数</u>の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② （略）</p>

NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円ベース）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円ベース）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※（略） ②～④（略）</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>NASDAQ100指数（円ベース）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果を<u>NASDAQ100指数（円ベース）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。  ※（略） ②～④（略）</p>

NASDAQ100指数（為替ヘッジあり）マザーファンド

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果を<u>NASDAQ100指数（配当込み、円建て、円ヘッジ）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※（略） ②～④（略）</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果を<u>NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※（略） ②～④（略）</p>

以上